

平成28年度「地域中核企業創出・支援事業」企画競争募集要領

平成28年3月30日
中国経済産業局
地域経済課

経済産業省では、平成28年度「地域中核企業創出・支援事業」（以下、「本事業」という。）を実施する委託先を、以下の要領で広く募集します。

業務の概要、応募方法その他留意していただきたい点は、この募集要領に記載するとおりですので、応募される方は熟読いただくようお願いいたします。

1. 事業の目的

当事業は地域経済を活性化するため地域を牽引している／できる「地域中核企業(※)」を創出し、その成長を支援するものです。

具体的には、①地域中核企業又はその候補の発掘や事業実施体制の整備、②新技術・サービスの開発や活用、③事業化戦略の策定や販路開拓の各段階において、支援人材（プロジェクトマネージャー、コーディネーター）の人脈や知見、各種支援施策・支援機関等の全国のリソースを活用しつつ、新たな地域中核企業を創出・支援し、地域産業の裾野拡大を目指していきます。

※地域中核企業とは、以下のような機能を有し、地域を牽引する企業を想定しています。

- ・ 所在する地域又は近隣地域からの仕入（域内仕入）が多い。
- ・ 所在する地域又は近隣地域以外の地域への売上（域外販売）が多い。
- ・ 独自に高度な技術（サービス）力を有している。
- ・ 独自のビジネスモデルや販路を有している。
- ・ 地域の雇用や経済に貢献している。
- ・ その他、当該企業の成長が地域にとって良い波及効果をもたらす。

地域中核企業候補とは、地域中核企業へと成長可能なポテンシャル（技術、能力等）を有している企業を指します。

2. 事業内容

対象となる事業は、【ネットワーク型】と【ハンズオン型】について、それぞれの活動を委託する事業とします。

【ネットワーク型】

地域中核企業候補の創出・支援に取り組む事業管理機関を委託先とし、支援人材を活用して、外部リソース（大学、協力企業、金融機関 等）とのマッチングによるネットワーク構築を支援するなど、地域中核企業候補が新分野・新事業等に挑戦する取り組みを支援し、その成長を促すための事業。

（おもな対象経費：支援人材の活動費、専門家の謝金、マッチングに係る会議等の経費、展示会出展費、市場調査費 等）

【ハンズオン型】

地域中核企業の支援に取り組む事業管理機関を委託先とし、支援人材のノウハウ等を活用して、新事業展開に向けた事業化戦略の立案/販路開拓等を支援するなど、地域中核企業の更なる成長のための事業。

（おもな対象経費：支援人材の活動費、専門家の謝金、マッチングに係る会議等の経費、展示会出展費、市場調査費 等）

（※注意事項）

- ・ 試作品開発等の技術開発の直接経費（機器設備費等）は対象になりません。
- ・ ネットワーク型・ハンズオン型どちらにも応募することは可能（どちらか片方の申請でも可）ですが、申請書はネットワーク型・ハンズオン型それぞれ作成していただきます。
- ・ ハンズオン型については、地域中核企業1社のみでその他に参画企業がない形での応募は不可とし、その他の企業（参画企業）の参加を必須とします。
- ・ 採否についてもネットワーク型・ハンズオン型それぞれの審査基準に基づき、それぞれ決定いたします。
- ・ ネットワーク型、ハンズオン型いずれも地域中核企業又は候補に直接委託するものではありません。

活動全般にわたって指揮するプロジェクトマネージャー（以下、「PM」という）を中心として、以下のフェーズに沿った取組を実施します。

【ネットワーク型】

地域中核企業候補の発掘やサプライチェーンの把握に資する取組やネットワーク形成に向けた準備を実施【フェーズⅠ】（事業例）

- 新分野・新事業への進出を目指す地域中核企業候補を発掘し、それらの動向を把握するセミナー・フォーラムを開催
- 地域企業やサプライチェーンの把握・整理を行い、ネットワーク形成活動に資する情報の蓄積を目的とした取組を実施

- 把握したプレイヤーによるネットワーク形成に向けた準備を実施

具体的マッチングに資する取組や研究会を実施【フェーズⅡ】

(事業例)

- 企業の技術力をユーザー企業に認知してもらい、具体的な事業化・製品化に向けた商談に結び付ける取組としてニーズ・シーズ発信会を実施
- フルオープンのものではなく、企業や大学、研究機関等で個別相談会方式による個別商談会を実施
- ニーズ・シーズ発信会での成果を中心に戦略的に事業内容を検討し、目指すべきマーケットを見据えた研究会を実施

【ハンズオン型】

事業化戦略等の立案やビジネスモデルの構築を実施【フェーズⅢ】

(事業例)

- 共同体制の強化に向けた関係者間の調整等のプロジェクト参画企業間の連携体制構築のための支援を実施
- 技術面、経営面、資金面で高度な知見を有する専門人材の活用による最新情報・知識の導入、不足リソースの補完等の支援を実施
- 試作費用、共同研究開発、人材育成等の活動経費に関する国や自治体等の他の助成事業の活用支援を実施

グローバル市場も視野に入れた地域中核企業の販路開拓のための各種サポートの実施【フェーズⅣ】

(事業例)

- 売上拡大に向けた大手ユーザー企業等の川下企業や新規顧客等とのマッチング支援として個別相談会を実施
- ジェトロや中小機構等の販路開拓・海外展開支援施策等の活用支援やその獲得に向けたサポートを実施
- 認証取得、知財・特許に関する支援、新規顧客獲得のためのプロモーション、ブランディング等の戦略に係るサポートを実施

※事業の真の目的を理解した上で、事業化・販路開拓を達成するために不要と思われるフェーズについては省略することも可とします。また、各フェーズの例に示されている取組の名称（セミナー・フォーラム等）での開催に縛られるものではありません。

（ハンズオン型でも必要に応じてセミナーやマッチング等も可能）

フェーズはあくまでネットワーク型とハンズオン型との区分の整理のための例として設

定しており、ネットワーク型でも一部ハンズオン型の段階にあるもの、ハンズオン型でも一部ネットワーク型の段階にあるもの等も想定されるため、その実態に応じたフェーズの記載をお願いします。

3. 委託事業の実施地域

本事業においては、全国の最適なリソースを活用するなど、地域ブロック（各経済産業局等の管轄する地域ブロック）を越えての広域的な連携（複数都道府県同士や他地域経済産業局との連携。もしくは、複数都道府県・他地域経済産業局と海外との連携など。）体制のもと実施することを推奨します。

なお、ネットワーク型については、複数の都道府県にまたがって行う取組であることを必須要件とします。

4. 事業実施期間

委託契約締結日～平成29年3月末日まで

5. 応募資格

本事業の対象となる申請者は、次の要件を満たす法人（企業・団体等）とします。なお、コンソーシアム形式による申請（複数の法人による共同申請）も認めますが、その場合は幹事法人を決めていただくとともに、幹事法人が企画提案書を提出してください。（ただし、幹事法人が業務の全てを他の法人に再委託することはできません。また、再委託費の合計は、原則として総経費の1/2を超えないようにして下さい。1/2を超える場合は企画提案書に理由書を添付して下さい。）

- ①日本に拠点を有していること。
- ②本事業に関する委託契約を経済産業省と直接締結できる企業・団体等であること。
- ③本事業を的確に遂行する組織、人員等を有していること。
- ④本事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。
- ⑤予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しないものであること。
- ⑥経済産業省所管補助金交付等の停止及び契約に係る指名停止等措置要領（平成15・01・29会課第1号）別表第一及び第二の各号第一欄に掲げる措置要件のいずれにも該当しないこと。

6. 事業実施体制

①事業管理機関（委託事業者）：必須

- ・事業管理機関は、本事業の申請者となり、事業計画の運営管理、共同体構成員相互の調整を行うとともに、事業成果の普及等を主体的に行うものとする。
- ・国との総合的な連絡窓口を担い、委託事業の遂行における責任を有する。
- ・地域中核企業や地域中核企業候補、その他参画企業等が事業管理機関となることは不可とする。

②プロジェクトマネージャー（PM）：必須

- ・PMは、技術面、経営面、資金面等で事業実施上の高い見識と管理能力を有し、明確なマーケットを見据えた事業計画の企画立案並びに実施及び成果管理のすべてにおいて総括を行うことが出来る能力を有していること。
- ・地域の实情、グローバルマーケットの動向、実施する事業分野における事業化・販路開拓等に関する高い知見及び経験を有すること。
- ・事業管理機関に所属する者または事業管理機関と契約関係を有する者を原則とし、地域中核企業や地域中核企業候補、その他参画企業等の代表者・従業者等は不可とする。

③-1 地域中核企業（ハンズオン型）：必須

- ・新分野・新事業等に挑戦する地域の企業等であり、プロジェクトの中心的な役割を担う企業とする。
- ・今後の成長が見込まれる産業分野やこれまでの地域での企業活動等を踏まえ、今後大きな成長を遂げられる高い技術力等の潜在力を有し、かつ地域の産業・企業の牽引役となる企業であること。
- ・地域に根ざした企業活動を現在、将来的にも継続していく強い意志を持つ企業（又は経営者）であること。
- ・地域の周辺産業・企業との役務・原料調達等の取引量または取引企業数が多い企業であること。

※中核企業としての定義の一例であり、全てに該当することが必須ということではございません。

③-2 地域中核企業候補（ネットワーク型）：必須

- ・ネットワークの中で新分野・新事業等に挑戦するためのコアとなる技術等を有するなど、将来地域中核企業への成長が見込まれる企業であること。

④コーディネーター：推奨

- ・PMに準じた能力を有し、専門性が必要とされる分野等でPMの補助的な役割を担うものとする。
- ・地域中核企業や地域中核企業候補、その他参画企業等の代表者・従業者等は不可とする。

※支援人材（プロジェクトマネージャー、コーディネーター）については、技術面、経営面、資金面等で十分な見識を有する者を選定することとし、必ずしも1名に限るものではなく、複数名でチームを組成することを推奨する。

7. グローバル・ネットワーク協議会（仮称）との連携

現在、経済産業省では、グローバル市場を視野に入れた地域企業の事業展開を支援するため、地域経済を活性化させる日本型の新しい総合的な体制（イノベーション・エコシステム）の構築を進めているところです。

具体的には、適切な支援人材の指導の下、地域経済を牽引する企業を発掘し、適切なパートナー企業や大学等との連携、事業化や販路を見据えた開発、最終的にはグローバル市場も視野に入れた事業化戦略の立案・実現に向けて集中的な支援を行うための推進体制として、グローバル・ネットワーク協議会（仮称）を組織することを予定しております。

同協議会には、常設の事務局を設置するとともに、国際市場に通用する事業化等に精通した専門家からなるグローバル・コーディネーター（仮称）を組織し、当事業のプロジェクトにアドバイスをしていただくこと等を予定しております。

プロジェクト実施にあたっては、同協議会と連携していただくことを予定しております。

（連携例）

- ・全国会議、分野別会議、ブロック別会議等への参加
- ・プロジェクトマネージャー（コーディネーター）のスキルアップのための研修への参加
- ・プロジェクトの進捗状況の報告

※上記は一例であり、その他の連携も想定しております。

なお、プロジェクトマネージャー（コーディネーター）が会議・研修等に参加するための謝金・旅費等については、ハンズオン型、ネットワーク型の各事業の委託費から支出していただきます。

8. 契約の要件

（1）契約形態

委託契約

（2）予算規模

ネットワーク型・ハンズオン型ともに、1事業あたりの上限額は5,000万円とします。

なお、1事業管理機関が複数の事業を申請することも可とし、複数事業が採択された場合には、複数事業をまとめて契約締結することができることとします（事業間の予算流用は出来ません）。

なお、最終的な実施内容、契約金額については、採択決定後から委託契約締結までの間に経済産業省（各経済産業局担当課）と調整した上で決定することとします。

(3) 成果物の納入

事業報告書の電子媒体（CD-ROM等）2部を経済産業省（各経済産業局担当課）に納入。

※電子媒体を納入する際、経済産業省が指定するファイル形式に加え、PDFファイルに変換した電子媒体も併せて納入。

(4) 委託金の支払時期

委託金の支払いは、原則として、本事業終了後の精算払となります。

※事業終了前の支払い（概算払）が認められる場合は制限されていますのでご注意ください。

(5) 支払額の確定方法

本事業終了後、事業者より提出いただく実績報告書に基づき原則として現地調査を行い、支払額を確定します。

支払額は、契約金額の範囲内であって実際に支出を要したと認められる費用の合計となります。このため、全ての支出には、その収支を明らかにした帳簿類及び領収書等の証拠書類が必要となります。また、支出額及び内容についても厳格に審査し、これを満たさない経費については、支払額の対象外となる場合があります。

(6) 事業期間中の現地調査

本事業終了後の現地調査とは別に、事業の進捗・経理状況の確認を行うため、事業期間中に現地調査を行うことがあります。この際、本事業に関係する企業、団体等に対しても、確認を行うことがあることから、関係する企業、団体等にはその旨の事前了解を得て下さい。

(7) 契約手続きの相手方

契約手続きの担当部局については、採択された事業者の所在地や提案内容の地域性等を踏まえ、当該地域を管轄する各経済産業局の関係課になります。

(8) 成果把握調査等への協力

事業成果をフォローアップする観点から、事業終了の翌年度以降5年間、委託事業に関係する調査に協力いただく場合があります。

9. 応募手続き

(1) 募集期間

平成28年3月30日（水）～平成28年4月22日（金）17時必着

(2) 説明会の開催

開催日時と開催場所は、以下の表のとおりです。

(表) 説明会開催日程

地域	局名・担当課	開催日時	開催場所	電話番号 FAX 番号
中国	中国経済産業局 地域経済部 地域経済課	平成28年4月5日(火) 13:30~14:30	広島市中区上八 丁堀6-30 広島合同庁舎2 号館2階 中国経済産業局 第1会議室	電話: 082-224-5684 FAX: 082-224-5765

説明会への参加をご希望される方は、上記表の担当課へ4月4日(月)17時までにFAXにてご連絡ください。

連絡の際は、メールの件名(題名)を必ず「平成28年度 地域中核企業創出・支援事業 説明会出席登録」とし、本文に「所属組織名」「出席者の氏名(ふりがな)」「所属(部署名)」「電話番号」「FAX番号」「E-mailアドレス」を明記願います。(FAXの場合は、冒頭に「平成28年度 地域中核企業創出・支援事業 説明会出席登録」と記載し、その下に「所属組織名」「出席者の氏名(ふりがな)」「所属(部署名)」「電話番号」「FAX番号」「E-mailアドレス」を明記してください。)

なお、会場の都合により、説明会への出席につきましては、応募単位毎に2名まででお願い致します。(複数組織での共同申請を予定されている場合は共同で申請する複数組織を一応募単位とし、出席人数の制限については各経済産業局にお問い合わせください。)また、出席者多数の場合は説明会を複数回に分け、時間を調整させて頂くことがありますので、予めご了承下さい。

なお、本募集要領等は各自印刷の上、ご参加ください。

(3) 応募書類

- ①以下の書類を一つの封筒に入れてください。封筒の宛名面には、「平成28年度「地域中核企業創出・支援事業」申請書」と記載してください。各様式はA4判にて日本語で作成の上、複数枚にわたるものはページを打ち、左上をホッチキス等で1カ所とめてください。

- ・申請書（様式１）＜１部＞
- ・企画提案書（様式２）＜１０部＞（電子媒体（CD-ROM等）でも１部提出する。その際のファイル形式は、原則としてMS-Word、MS-Excel、MS-PowerPoint又はPDF形式とします）
 ※外部の有識者が審査しますので、企画提案書は簡潔でわかりやすい記載ぶりを心がけてください。詳細については、別途説明資料を添付することも可能です。
- ・申請受理票（様式３）＜１部＞
 ※申請書・提案書を受理したことを証明する書類。
- ・プロジェクトマネージャー・コーディネーターの略歴書＜１０部＞
- ・法人（企業）概要（事業管理機関、地域中核企業、地域中核企業候補分）及び直近の過去３年分の財務諸表（事業管理機関分）＜１０部＞
 ※複数者による申請の場合は、幹事法人のもの。
- ・返信用封筒＜１枚＞
 ※申請受理票を送付するためのもの。返信用切手（８２円）を貼付し、返信先の住所・氏名を記載。

②提出された応募書類は本事業の採択に関する審査以外の目的には使用しません。

なお、応募書類は返却しません。機密保持には十分配慮いたしますが、採択された場合には、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成１１年５月１４日法律第４２号）に基づき、不開示情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となりますので御了承ください。

③応募書類等の作成費用は本事業の経費に含まれません。また、選定の正否を問わず、企画提案書の作成費用は支給されません。

④企画提案書に記載する内容については、今後の契約の基本方針となりますので、予算額内で実現が確約されることのみ表明してください。なお、採択後であっても、申請者の都合により記載された内容に大幅な変更があった場合には、不採択となることがあります。

（４）応募書類の提出先

応募書類は持参または郵送により下記あて提出してください。

〒７３０－８５３１ 広島市中区上八丁堀６－３０
 経済産業省 中国経済産業局 地域経済部 地域経済課
 「平成２８年度「地域中核企業創出・支援事業」担当宛て」

※FAX及び電子メールによる提出は受け付けません。資料に不備がある場合は、審査対象となりませんので、記入要領等を熟読の上、注意して記入してください。

※締切を過ぎての提出は受け付けられません。持参の場合、特に最終受付日は混雑が予想されますので、時間に余裕をもってお越しく下さい。

また、郵送等の場合、配達都合で締切時刻までに届かない場合もありますので、期限に余裕をもって送付ください。

(事業実施の主たる地域を管轄する経済産業局に提出してください。なお、提出先に疑義がある場合は、経済産業局に相談してください)

10. 審査・採択について

(1) 審査方法

採択にあたっては、第三者の有識者で構成される審査委員会で提案毎に審査を行い決定します。

なお、応募期間締切後に、必要に応じて提案に関するヒアリング等を実施する場合があります。

(2) 審査基準

別紙「平成28年度 地域中核企業創出・支援事業 審査基準」に基づいて総合的な評価を行います。ただし、審査基準1.の全てを満たしていない事業については、他項目の評価にかかわらず採択いたしません。

(3) 採択結果の決定及び通知

採否結果は、各申請者に文書にて通知するとともに、採択された申請者については、各経済産業局のホームページで公表します。

11. 契約について

採択後、国と申請者との間で委託契約を締結することになります。なお、採択決定後、委託契約締結に向けて、経済産業局と協議を行います。その際、事業の内容、構成、規模、金額などに提案内容から変更が生じる可能性があります。

契約書作成に当たっての条件の協議が整い、委託契約を締結した後に、事業開始となります。契約条件が合致しない場合には、委託契約の締結ができない場合もありますので、あらかじめ御承知おきください。

契約締結後、受託者に対し、事業実施に必要な情報等を提供することがありますが、情報の内容によっては、守秘義務の遵守をお願いすることがあります。

委託先と再委託先が締結する契約においても、国との委託契約に準拠して契約を行っていただくこととなります。

事業期間中は、継続的に、経済産業局等に事業の進捗状況を報告し、方針について相談しながら事業を進めてください。

委託事業終了後も、支払額の確定の際に使用した全ての帳簿類及び領収書等の証拠書類

は受託者において委託業務の完了の日の属する年度終了後5年間保存する必要があります。

委託事業終了後、会計検査院が実地検査に入ることがあります。

1.2. 経費の計上

(1) 経費の区分

本事業の対象とする経費は、事業の遂行に直接必要な経費及び事業成果の取りまとめに必要な経費であり、具体的には以下のとおりです。＜事業の性質に応じて、下記から適宜選択すること＞

(※試作品開発等の技術開発の直接経費(機器設備費等)は対象になりません)

経費項目	内容
I. 人件費	事業に直接従事する者の直接作業時間に対する人件費 (※地域中核企業や参画企業の従業者の人件費は対象になりません)
II. 事業費	
旅費	プロジェクトマネージャー、コーディネーター、事業管理機関の職員で当事業に従事する者、専門家、講師等の交通費、日当、宿泊費 (※地域中核企業や参画企業の従業者の旅費は対象になりません)
会場費	事業(会議、セミナー、講演会、シンポジウム、研究会、展示会等)を行うために必要な会場費・出展費(装飾設営費、保険料を含む)、機器等借料、運搬費(機器機材等)、会場設営費及び茶菓料(お茶代)等
謝金	事業を行うために必要な謝金(プロジェクトマネージャー、コーディネーター、専門家、講師、通訳等の謝金)
物品購入費	事業を行うために直接必要な物品(当該事業のみで使用されることが特定・確認できるもの。消耗品費や資料等(諸経費の中の一般管理費で購入するものを除く。))の購入に要する経費
外注費	事業を行うために必要な経費の中で、事業者が直接実施することが出来ないもの又は適当でないもの(試験・分析・評価・鑑定等に関する業務、プロモーションに関する業務等)の外注に要する経費
印刷製本費	事業で使用するパンフレット・リーフレット・情報シーズ集、事業成果報告書等の印刷製本に関する経費
補助職員人件費	事業に直接従事する補助職員(アルバイト等)に係る経費
その他諸経費	事業を行うために必要な広告費、翻訳通訳、速記費用、法定検査、検定料、特許出願関連費用等に係る経費 ※ただし、日本の行政庁に納付される出願手数料等(出願料、審査請求料、特許料等)は対象になりません。

<p>Ⅲ. 再委託費</p>	<p>事業を行うために必要な経費の中で、事業者が直接実施することが出来ないもの又は適当でないもの（※※FS等の調査、大学・高等専門学校・独立行政法人化した研究所・公設試験研究機関・産業支援機関等からの技術指導またはコーディネート等）の一部を委託するのに必要な経費</p> <p>（再委託費の合計は、原則として総経費の1/2を超えないようにして下さい。1/2を超える場合は企画提案書に理由書を添付して下さい。）</p> <p>※FS（Feasibility Studyの略）とは 企業（経営者）が投資を行って長期的に収益をあげられるか否かの経営判断ができる客観的な材料を取りまとめ総合的に評価することです。事業化可能性調査とも呼びます。</p>
<p>Ⅳ. 一般管理費</p>	<p>事業を行うために必要な経費の中で、エビデンスによる照合が困難な経費（当該事業とその他の事業との切り分けが困難なもの）について、契約締結時において一定割合支払を認められる間接経費。</p> <p>具体的には、当該事業を行うために必要な家賃、水道光熱料、コンピュータ使用料、回線使用料、文房具などの汎用的な消耗品等、当該事業に要した経費として抽出・特定が困難な経費。（これらにあっても事業の特定が可能なものは、事業費に計上すること。）</p>

対象外経費

- ・ 公租公課（旅費にかかる出入国税を除く。）
- ・ EUのVAT（付加価値税）等の還付制度が適用され、実際に還付された金額（委託事業終了後に還付された金額を含む）及び還付手続きに係る委託費や手数料
- ・ 各種保険料（旅費にかかる航空保険料、展示会等出展に係るものを除く）

※企画提案書の記載に際しては、上記ⅠからⅣの項目は消費税及び地方消費税を除いた額で計上し、その総額に消費税及び地方消費税を乗じて得た額を記入してください。なお、免税事業者の場合は、消費税及び地方消費税欄には仕入課税額を記入してください。

※一般管理費の算定は「Ⅰ.人件費」と「Ⅱ.事業費」の合計に一般管理費率を乗じて行うことを原則とします。

※一般管理費率は原則として10%を上限とします。

(2) 直接経費として計上できない経費

- ・ 建物等施設に関する経費
- ・ 事業内容に照らして当然備えているべき機器・備品等（机、椅子、書棚等の什器類、事務機器等）
- ・ 事業実施中に発生した事故・災害の処理のための経費

・その他事業に関係のない経費

1.3. 問い合わせ先

(各経済産業局)

局名・窓口担当課	住所	電話番号	管轄都道府県
北海道経済産業局 総務企画部 企画調査課	札幌市北区北8条西2丁目 札幌第1合同庁舎	011-709-1775	北海道
東北経済産業局 地域経済部 次世代産業室	仙台市青葉区本町3-3-1 仙台合同庁舎	022-221-4895	青森・岩手・宮城・ 秋田・山形・福島
関東経済産業局 地域経済部 地域経済課	さいたま市中央区新都心 1番地1 さいたま新都心合同庁舎 1号館	048-600-0253	茨城・栃木・群馬・ 埼玉・千葉・東京・ 神奈川・新潟・長野 ・山梨・静岡
中部経済産業局 地域経済部 次世代産業課	名古屋市中区三の丸2-5-2	052-951-0570	愛知・岐阜・三重
中部経済産業局 電力・ガス事業北陸支局 地域経済課	富山市牛島新町1-1番7号 富山地方合同庁舎	076-432-5518	富山・石川
近畿経済産業局 地域経済部 次世代産業課	大阪府中央区大手前1-5-44 大阪合同庁舎1号館	06-6966-6008	福井・滋賀・京都・ 大阪・兵庫・奈良・ 和歌山
中国経済産業局 地域経済部 地域経済課	広島市中区上八丁堀6番30号 広島合同庁舎2号館	082-224-5684	鳥取・島根・岡山・ 広島・山口
四国経済産業局 地域経済部 次世代産業課	高松市サンポート3番33号 高松サンポート合同庁舎	087-811-8516	徳島・香川・愛媛・ 高知
九州経済産業局 地域経済部 地域経済課	福岡市博多区博多駅東2-11-1 福岡合同庁舎	092-482-5430	福岡・佐賀・長崎・ 熊本・大分・宮崎・ 鹿児島
内閣府沖縄総合事務局 経済産業部 企画振興課	那覇市おもろまち2-1-1 那覇地方合同庁舎2号館	098-866-1727	沖縄

(本省)

〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1

経済産業省 経済産業政策局 地域経済産業グループ 立地環境整備課

平成28年度「地域中核企業創出・支援事業」担当

TEL: 03-3501-0645 FAX: 03-3501-6231

E-mail: ritti-gyoumu@meti.go.jp

※メール又はFAXでお問い合わせの際は、件名(題名)を必ず「平成28年度 地域中核企業創出・支援事業」としてください。他の件名(題名)ではお問い合わせに回答できない場合があります。

以上

(参考)

地域中核企業創出・支援事業 予算PR資料

http://www.meti.go.jp/main/yosan/yosan_fy2016/pr/i/i_chiiki_02.pdf